

談 合 情 報 対 応 マ ニ ュ ア ル

第 1 一 般 原 則

1 情 報 の 確 認

入札に付そうとする工事等について入札談合に関する情報(以下「情報」という。)があった場合には、当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認の上、直ちに財政課長に連絡すること。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により情報を把握した場合にも財政課長に連絡するものとする。

2 報 告

財政課長は、1により情報の連絡を受けた場合には、談合情報報告書により、速やかに大網白里市建設工事等指名業者選定審査会長(以下「会長」という。)に報告を行う。

なお、財政課において、新聞等の報道により、情報を把握した場合も報道に基づき報告書をまとめ、報告を行うこと。

3 指 名 審 査 会 の 招 集 及 び 審 議

会長は、2により財政課長から報告を受けた場合、談合情報報告書等を踏まえて大網白里市建設工事等指名業者選定審査会(以下「指名審査会」という。)を招集し、第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。ただし、指名審査会を招集し、審議する時間的余裕のない場合には、財政課長と会長で審議し、結果を指名審査会に報告するものとする。

4 市 長 へ の 報 告

財政課長は、情報を把握した場合、速やかに市長に報告すること。

また、情報への対応については、指名審査会が速やかに決定し、会長は市長に報告すること。

5 公 正 取 引 委 員 会 へ の 通 報 等

公正取引委員会への通報は次の場合に行う。

(1) 入札執行前に情報を把握し、「第2-1-(1)」により「調査に値する」と判断した場合。

(2) 入札執行後に情報を把握したときは、指名審査会の審議の結果、「調査に値する」と判断された場合。

6 報 道 機 関 へ の 対 応

情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合は財政課で対応する。

また、情報について、公正取引委員会へ通報している場合は、その旨を明らかにすること。

第 2 具体的な対応

情報があつた場合には、原則として、次に従い対応すること。

なお、詳細な手順等は、「第3」に従い行うこと。

1 入札執行前に情報を把握した場合

(1) 情報が次の (a) または (b) の場合「調査に値する」として、事情聴取等必要な調査を行う。

(a) 情報提供者の氏名・連絡先及び件名・落札予定業者（JVの場合は、代表者名でも可）が、明らかである場合。

(b) 情報提供者が匿名であっても直接発注機関に通報する者の氏名・連絡先及び件名・落札予定業者（JVの場合は、代表者名でも可）が、明らかであり、更に下記に示すいずれかの情報が含まれている場合。

記

① 談合に参与した業者名が明らかであること。

② 談合が行われた日・場所及び具体的な談合の方法が明らかであること。

③ 設計金額等に極めて近い落札予定金額を示していること。

④ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があること。

なお、事情聴取等を行わない場合であっても入札に際しては、すべての入札参加者から誓約書を提出させ、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の警告をした後に入札を行い、同時に工事費等内訳書の提示を求め積算担当者によるチェックを行う。

公正取引委員会への通報等は、「調査に値する」場合には、情報に関する資料の写しを送付する。

(2) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を速やかに行うこと。

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、または、入札開始時刻の繰り下げ等により入札を延期した上で行うこと。

聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。

(3) 談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合には、入札約款（以下「約款」という。）第4条を適用し、入札の執行を取り止めるものとする。

また、その旨を公正取引委員会に通報する。

(4) 談合の事実があつたと認められない場合の対応

① 事情聴取等の結果、談合の事実があつたと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の警告をした後に入札を行うこと。

また、誓約書の写しを公正取引委員会に送付する。

- ② この場合、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し、工事費等内訳書を提示させること。

ただし、工事費等内訳書の提示を求めることとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費等内訳書の提示を要請する時間的余裕がない時は、発注の遅れによる影響、工事費等内訳書チェックの必要性等を考慮の上、工事費等内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、または工事費等内訳書の提示を要請の上、入札開始時刻の繰り下げ等により入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

- ③ 入札には、積算担当者（当該工事等の積算内容を把握している職員）が立ち会い、工事費等内訳書をチェックすること。
- ④ 工事費等内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(3)により対応すること。
- ⑤ 入札終了後に、開札調書の写しを公正取引委員会に送付する。

(5) 市長への報告

(1) から (4) までの対応をとった場合、財政課長は公正取引委員会に送付すべき必要書類の写しを添えて各段階において速やかに市長に報告すること。

(6) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として(2)以下に従い対応すること。

2 入札執行後に情報を把握した場合

入札執行後に情報があつた場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意し、以下の手続きによることが適切か否かを指名審査会で判断すること。

(1) 契約（仮契約含む）締結以前の場合

① 指名審査会への報告

情報があつた場合には、契約を保留し、指名審査会に報告してその取扱を審議する。

指名審査会の審議の結果、「調査に値しない」と判断された場合は、落札者と契約する。

② 公正取引委員会への報告

指名審査会の取扱審議の結果「調査に値する」と判断された場合は、その旨を通報し、併せて開札調書の写しを送付する。

③ 事情聴取

指名審査会の審議の結果、事情聴取が必要と認められた場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

聴取結果については、事情聴取書を作成し、指名審査会に報告するとともに

当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。

④ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札約款第5条第7号を適用し、入札を無効とすること。

また、その旨を公正取引委員会に通報するものとする。

⑤ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、落札者から誓約書を提出させた上、契約を締結すること。

また、誓約書の写しを公正取引委員会に送付する。

⑥ 市長への報告

①から⑤までの対応をとった場合、財政課長は、公正取引委員会に送付すべき必要書類の写しを添えて各段階において速やかに市長に報告すること。

(2) 契約（仮契約含む）締結後の場合

① 指名審査会への報告

情報があった場合には、指名審査会に報告してその取扱を審議すること。

② 事情聴取

指名審査会の審議の結果、「調査に値する」と判断された場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

また、聴取結果については、事情聴取書を作成し、指名審査会に報告するとともに当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。

なお、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、工事等の進捗状況等を考慮して、契約解除するか否かを判断すること。

また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会に通報する。

③ 市長への報告

①及び②の対応をとった場合は、財政課長は、公正取引委員会に送付すべき必要書類の写しを添えて各段階において速やかに市長に報告すること。

第 3 個別手続の手順等

第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

財政課長は、入札談合に係る通報を受けた場合には、情報の内容を談合情報報告書「別記様式第1」の報告書にまとめること。

2 公正取引委員会への通報等

(1) 公正取引委員会への通報等は、市長が行うものであること。

(2) 公正取引委員会への通報等の様式は、「別記様式第2」とする。

(3) 公正取引委員会への通報に値する場合（一般原則第1-5-(1)）、財政課長は、「別記様式第2」に必要書類を添えて速やかに市長に報告（各段階の報告を含む。）する。

(4) 市長は、最初の通報を行った後、公正取引委員会へは、その結果の報告を通報するとともに手続きの各段階での事情聴取書、誓約書、開札調書の写し等必要書類を添え、まとめて送付することができる。

3 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、会長が指名した複数の職員により行うこと。

(2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、「別紙1」を参考として一社ずつ会議室等に呼び出し必要事項について聞き取りを行うこと。

(3) 聴取結果については、「別記様式第3」により事情聴取書を作成すること。

4 誓約書の提出等

(1) 誓約書（別記様式第4）については、公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上で事情聴取の対象者から提出させること。

なお、落札者決定（入札）後で契約締結以前の場合は、様式の文書表現中、2行目の後段、「落札後、」を抹消して用いること。

(2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする」旨の警告は、「別紙2」により、警告事項を読み上げること。

5 工事費等内訳書のチェック

工事費等内訳書提示に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、第1回の入札において、全入札者が入札書を入札函に投入した後（開札前）に積算担当者が工事費等内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックする。

6 報道機関との対応

報道機関との対応については財政課が行う。

附 則

このマニュアルは、平成8年12月2日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成16年11月2日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成25年1月1日から施行する。